

議案第四号

三朝町取員旅費支給条例の一部を改正する条例について

三朝町取員旅費支給条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年八月二十一日提出

昭和三十五年八月二十一日原案可決

三朝町長 坂出 雅 巳

三朝町議會議長 加藤 幸 太郎



三朝町取員旅費支給条例の一部を改正する条例

三朝町取員旅費支給条例（昭和二十八年三朝町条例第一七号）の一

部を次のように改正する。

別表第一中「三等運賃」とあるを「二等運賃」と 「二等運賃」と

あるを「一等運賃」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十五年七月一日から適用する。